

4 産業保健関係助成金

産業保健活動に取り組む事業主に対して助成するものであり、事業場における産業保健活動の活性化を目的としています。

本助成金は次の4つに分けられます。

- I ストレスチェックの実施に対し助成する「ストレスチェック助成金」
- II ストレスチェックの集団分析結果を活用した、職場環境改善の実施に対し助成する「職場環境改善計画助成金」
- III 心の健康づくり計画の作成、実施に対し助成する「心の健康づくり計画助成金」
- IV 産業医活動等の実施に対し助成する「小規模事業場産業医活動助成金」

I ストレスチェック助成金

ストレスチェックを実施し、また、医師による面接指導等を実施した従業員50人未満の事業場に対して助成するものであり、労働者の健康管理の促進を目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業場が、次の1または2の措置を実施した場合に受給することができます。

- 1 ストレスチェック
年1回のストレスチェックを実施した場合
- 2 ストレスチェックに係る医師による活動
ストレスチェックに係る医師による活動（※1）について実施した場合

※1 産業医の資格を持った医師が次の①または②を行うこと

- ①ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ②面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること

対象となる事業主

本助成金を受給する事業場は、次の1～5の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 労働保険の適用事業場であること。
- 2 常時使用する従業員が派遣労働者を含めて50人未満であること。
- 3 ストレスチェックの実施者が決まっていること。
- 4 事業者が医師と契約し、ストレスチェックに係る医師による活動の全部又は一部を行わせること。
- 5 ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

助成額

本助成金は、助成の対象に応じて、下表の額が支給されます。

助成対象	助成額
①ストレスチェックの実施	1 従業員につき500円を上限に実費を支給
②ストレスチェックに係る医師による活動	1 事業場あたり1回の活動につき21,500円を上限に実費を支給（上限3回）

受給手続

本助成金の受給手続の流れは次のとおりです。

①ストレスチェックの実施について審議

- ・ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供などを行う。

②ストレスチェックの実施

- ・医師又は保健師等によるストレスチェックを実施し、従業員へ結果を通知する。

③ストレスチェックに係る面接指導などの実施

- ・ストレスチェック実施後、従業員からの申出に対して面接指導などを行う。

④ストレスチェック助成金支給申請

- ・必要な書類を揃えて、ストレスチェック実施とストレスチェックに係る医師による活動の費用について、助成金の支給申請を行う。

ストレスチェック実施後6か月以内に助成金支給申請を行ってください。

⑤助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が支払われる。

利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

全国統一ナビダイヤル TEL 0570-783046

II 職場環境改善計画助成金

ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえ、専門家による指導に基づき職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した事業場に対し助成するものであり、職場環境改善の促進を目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業場が、次の措置を実施した場合に受給することができます。

【Aコース】 専門家（※1）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合。

※1 産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

【Bコース】 メンタルヘルス対策促進員（※2）の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した場合。

※2 中小規模事業場にメンタルヘルス対策を普及促進するため、産業保健総合支援センターが委嘱したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者

対象となる事業主

本助成金を受給する事業場は、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

【Aコース】

- 1 労働保険適用事業場であること。
- 2 ストレスチェック実施後の集団分析を実施していること。
- 3 専門家と職場環境改善指導に係る契約を締結していること。
- 4 ストレスチェック実施後の集団分析結果だけでなく、専門家から管理監督者による日常の職場管理で得られた情報、労働者からの意見聴取で得られた情報及び産業保健スタッフによる職場巡視で得られた情報等も勘案して職場環境の評価を受け、改善すべき事項について指導を受けていること。
- 5 専門家の指導に基づき職場環境改善計画を作成し、当該計画に基づき職場環境の改善の全部又は一部を実施していること。
- 6 専門家から、職場環境改善計画に基づき職場環境の改善が実施されたことの確認を受けていること。

【Bコース】 上記を以下のとおり読み替えます。

専門家 ⇒ メンタルヘルス対策促進員 3 ⇒ 除外

- 4 ⇒ メンタルヘルス対策促進員からストレスチェック実施後の集団分析結果の見方やストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善手法について助言・支援を受けていること。

助成額

本助成金は、各コースに応じて、下表の額が支給されます。

助成対象	助成額
【Aコース】	1事業場あたり100,000円を上限に実費を支給。
①専門家の指導費用	ただし、機器・設備購入費用は50,000円（税込み）を上限とし、かつ、単価50,000円（税込み）以内。
②機器・設備購入費用	

【Bコース】 機器・設備購入費用	1事業場あたり50,000円（税込み）を上限、かつ、単価50,000円（税込み）以内で実費を支給。
---------------------	---

(注) 50,000円（税込み）の範囲であれば、複数の機器・設備が助成対象となります。

(注) 機器・設備購入費用に対する助成は【Aコース】【Bコース】合わせて将来にわたり1回限りとなります。

受給手続

本助成金の受給手続きの流れは次のとおりです。

【Aコース】

①ストレスチェックの実施

- ・医師、保健師等によりストレスチェックを実施し、従業員へ結果を通知する。

②ストレスチェック実施後の集団分析

- ・ストレスチェック結果を一定の規模の集団ごとに集計・分析する。

③職場環境改善計画の作成に係る指導契約の締結

- ・専門家と職場環境改善計画の作成に係る指導契約を締結する。

④職場環境改善計画の作成

- ・専門家からの職場環境の評価、改善すべき事項を踏まえ、職場環境改善計画を作成する。

⑤職場環境の改善

- ・作成された職場環境改善計画に基づき、労働時間や勤務体系、作業方法や職場組織、職場の物理化学的環境の改善、健康相談窓口の設置等を実施する。

⑥職場環境改善計画書助成金支給申請

- ・必要な書類を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

【Bコース】 上記を以下のとおり読み替えます。

専門家 ⇒ メンタルヘルス対策促進員

③ ⇒ 職場環境改善計画の作成に係る助言・支援

訪問したメンタルヘルス対策促進員からの助言・支援（事業場訪問3回まで）を受ける。

利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

全国統一ナビダイヤル TEL 0570-783046

Ⅲ 心の健康づくり計画助成金

メンタルヘルス対策促進員による助言・支援に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した事業者に対し助成するものであり、労働者の心の健康の保持増進の促進を目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、次の措置を実施した場合に受給することができます。

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合。

※ 中小規模事業場にメンタルヘルス対策を普及推進するため、産業保健総合支援センターが委嘱したメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者

対象となる事業主

本助成金を受給する事業主は、次の1～6の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 労働保険適用事業場であること。
- 2 登記上の本店又は本社機能を有する事業場であること。
- 3 訪問したメンタルヘルス対策促進員から助言・支援を受け、新たに心の健康づくり計画を作成していること。
- 4 作成した「心の健康づくり計画」を労働者に周知していること。
- 5 「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策を実施していること。
- 6 メンタルヘルス対策促進員から、「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受けていること。

助成額

1事業者あたり、一律100,000円が支給されます。
ただし、1事業者あたり将来にわたり1回限りとなります。

受給手続

本助成金の受給手続の流れは次のとおりです。

①心の健康づくり計画の作成に係る助言・支援

- ・訪問したメンタルヘルス対策促進員からの助言・支援（事業場訪問3回）を受ける。

②心の健康づくり計画の作成

- ・心の健康づくり計画を作成する。

③心の健康づくり計画の周知

- ・従業員に心の健康づくり計画を周知する。

④心の健康づくり計画の実施

- ・心の健康づくり計画に基づきメンタルヘルス対策を実施する。

⑤メンタルヘルス対策促進員による確認

- ・メンタルヘルス対策促進員から「心の健康づくり計画」に基づき具体的なメンタルヘルス対策が実施されたことの確認を受ける。

⑥心の健康づくり計画助成金支給申請

- ・必要な書類を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

⑦助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

全国統一ナビダイヤル TEL 0570-783046

IV 小規模事業場産業医活動助成金

産業医の要件を備えた医師または保健師と契約し、産業保健活動を実施した従業員50人未満の事業場に対し助成するものであり、労働者の健康管理の促進を目的としています。

対象となる措置

本助成金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業場が、次の措置を実施した場合に受給することができます。

【産業医コース】

産業医の要件を備えた医師と、職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導などの産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、契約を締結した産業医が産業医活動の全部又は一部を実施した場合。

【保健師コース】

保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育などの産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、契約を締結した保健師が産業保健活動の全部又は一部を実施した場合。

【直接健康相談環境整備コース】

産業医または保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを含めた産業医活動または産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、労働者に仕組みについて周知した場合。

対象となる事業主

本助成金を受給する事業場は、次の1～4の要件をすべて満たしていることが必要です。

【産業医コース】

- 1 小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）であること。
- 2 労働保険適用事業場であること。
- 3 産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約を新たに締結していること。
- 4 産業医が産業医活動の全部又は一部を実施していること。

【保健師コース】

- 1 小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）であること。
- 2 労働保険適用事業場であること。
- 3 保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を新たに締結していること。
- 4 保健師が産業保健活動の全部又は一部を実施していること。

【直接健康相談環境整備コース】

- 1 小規模事業場（常時50人未満の労働者を使用する事業場）であること。
- 2 労働保険適用事業場であること。

- 3 産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結していること又は保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結していること。
- 4 上記又は上記と同様の契約を産業医又は保健師と契約していることを前提に、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる仕組みを含めた契約をしていること。
- 5 産業医又は保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを労働者へ周知していること。

助成額

【産業医コース】

1事業場あたり、6か月ごとに100,000円を上限に実費が支給されます。
ただし、1事業場あたり将来にわたり2回限りとなります。

【保健師コース】

1事業場あたり、6か月ごとに100,000円を上限に実費が支給されます。
ただし、1事業場あたり将来にわたり2回限りとなります。

【直接健康相談環境整備コース】

1事業場あたり、6か月ごとに一律100,000円が支給されます。
ただし、1事業場あたり将来にわたり2回限りとなります。

受給手続

本助成金の受給手続の流れは次のとおりです。

【産業医コース】

①産業医と産業医活動の契約

- ・ 産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結する。

②産業医活動の実施

- ・ 契約に基づき産業医による職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部又は一部を実施する。

③産業医に対する支払い

- ・ 産業医に対して、契約に基づき費用を支払う。

④小規模事業場産業医活動助成金支給申請（1回目）

- ・ 必要な書類（6か月分の産業医に支払った費用の領収書等）を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

⑤小規模事業場産業医活動助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・ 労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

⑥小規模事業場産業医活動助成金支給申請（2回目）

- ・ 必要な書類（6か月分の産業医に支払った費用の領収書等）を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

⑦小規模事業場産業医活動助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・ 労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

【保健師コース】 上記を以下のとおり読み替えます。

産業医 ⇒ 保健師

産業医活動 ⇒ 産業保健活動

【直接健康相談環境整備コース】

①産業医又は保健師と産業保健活動の契約

- ・産業医の要件を備えた医師又は保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを含めた産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結する。

②労働者への周知

- ・産業医又は保健師と労働者が直接健康相談できる仕組みを労働者へ周知する。

③小規模事業場産業医活動助成金支給申請（1回目）

- ・必要な書類（産業医又は保健師との契約書等）を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

④小規模事業場産業医活動助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

⑤小規模事業場産業医活動助成金支給申請（2回目）

- ・必要な書類（産業医又は保健師との契約書等）を添えて、労働者健康安全機構へ助成金の支給申請を行う。

⑥小規模事業場産業医活動助成金支給決定通知の受取、助成金受領

- ・労働者健康安全機構から支給決定通知が届き、助成金が振込まれる。

利用にあたっての注意点

申請様式やこれに添付すべき書類については、（独）労働者健康安全機構へお問い合わせください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

全国統一ナビダイヤル TEL 0570-783046